

詳しくは
市広報9月号を
ご覧ください
(10~12ページ)

申請を受け付けています

○平成28年度臨時福祉給付金 ○障害・遺族年金受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

問い合わせ 社会健康課 ☎2152

給付金の種類

平成28年度臨時福祉給付金

支給対象者

次の要件の全てに該当する方

- ・平成28年1月1日に大竹市に住民票がある方
 - ・平成28年度の市民税が非課税で、課税者に扶養されていない方
 - ・生活保護を受給していない方
- ※ 支給決定日より前に亡くなった場合、在留資格がなくなった場合は、対象外です。

支給額

支給対象者1人につき3千円

障害・遺族年金受給者向け給付金

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金など(※)を受給している方。ただし、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給した方は対象外です。

支給額

支給対象者1人につき3万円

※「障害基礎年金・遺族基礎年金」などとは

- ・障害基礎年金または遺族基礎年金
- ・昭和61年3月以前に受給権が発生した、国民年金、厚生年金保険(旧農林年金を含む)または船員保険の障害年金(障害等級が1級または2級(船員保険の職務上の障害年金は1級~5級)の年金に限ります。)
- ・昭和61年3月以前に受給権が発生した、共済組合など(国家公務員共済組合連合会、地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警察共済組合、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団)が支給する障害年金または船員障害年金(障害等級が1級または2級の年金に限ります。)

申請手続

給付金を受け取るためには、申請が必要です。

支給対象者と思われる方がいる世帯には、8月末に申請書を送付しています。内容を確認の上、氏名の後ろに押印し、必要事項を記入して、返信用封筒で郵送してください。(切手は不要)

※ 添付書類が必要な場合があります。詳しくは申請書を確認してください。

※ 申請の申し出が必要な方

障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象者の要件を満たす方のうち、次の方は、社会健康課に連絡してください。後日、申請書を送付しますので、年金受給確認書類を添えて申請してください。

- ・平成28年1月2日以降に大竹市から転出した方
- ・日本年金機構に住民票の住所を登録していない方
- ・年金の裁定請求を遅れてした方または手続き中の方で、平成28年6月定期の支払の対象とならなかった方
- ・共済組合などからのみ障害年金または船員障害年金を受給している方

申請期限

平成29年3月1日(水)まで

振り込め詐欺にご注意ください

市や厚生労働省などがメールで手続きをお願いすることや、ATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機)の操作や手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話や郵便などがあったときは、社会健康課に連絡してください。

